

入札説明書

沖縄森林管理署移転予定箇所模様替工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日：令和7年5月22日

2 分任支出負担行為担当官 沖縄森林管理署長 神山 真吾
沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階

3 工事概要等

- (1) 工事名 沖縄森林管理署移転予定箇所模様替工事
- (2) 工事場所 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎内
- (3) 工事内容 沖縄森林管理署移転予定箇所模様替工事
詳細は模様替工事内訳書及び図面のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年9月5日まで
- (5) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210
沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階
- ・受付時間：9時から17時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで利用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を競争参加資格の有資格者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意

を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 7・8 年度の九州森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が B 又は C 若しくは D の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、自社の出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が 65 点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 者が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：九州森林管理局管内において 100 ㎡以上の事務所改修等工事の施工実績

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当しない工事については、専任の義務は有しない。

- ① 1 級建築施工管理技士若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2 級建築士以上の資格を有する者をいう。

- ② 監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち 1 級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受講し、平成 16 年 3 月 1 日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

- ③ 平成 22 年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事で、工事成績を受けている工事にあっては、その評定点が、65 点数未満であるものは経験として認められない。

- ④ 配置予定技術者については、資料提出日前に 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。（工事成績評定を実施した工事である場合）
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
ア 親会社と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。
また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記 4 の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 の(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たして

いるときは、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

① 電子入札システムによる提出の場合

ア 提出期間：令和7年5月23日から令和7年6月5日までの休日を除く9時から17時まで。

イ 提出方法：電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式1号）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書等のファイルの合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書等として送信すること。

(ア) 持参又は郵送する旨の表示

(イ) 持参又は郵送する書類の目録

(ウ) 持参又は郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送の場合の提出先は次のとおりとする。

提出場所：〒900-0025 沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階

沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210

ウ ファイル形式

電子入札システムにより提出する資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word（Word2016形式以下）
- ・ Microsoft Excel（Excel2016形式以下）
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル Acrobat Reader DC 以下
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル LZH 形式

② 紙入札方式による提出の場合

ア 受付期間：令和7年5月23日から令和7年6月5日までの休日を除く9時から17時までとする。

イ 受付場所：〒900-0025 沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階
沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210

(2) 申請書は、様式1号により作成すること。

(3) (1)の期間内に申請書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年6月9日までに通知する。

なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 申請書等の内容のヒアリング

申請書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

(7) 上記4(12) 競争参加資格①から③までの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評価値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年6月18日17時まで

② 提出場所：〒900-0025 沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階
沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210

③ 提出方法 持参による。郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年6月19日までに説明を求めた者に対し、書面により回答するので確認すること。

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 受領期間：令和7年5月23日から令和7年6月17日まで。

(持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時から17時まで。)

- ② 提出場所：〒900-0025 沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階
沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210
- ③ 提出方法：書面の持参又は郵送による(様式自由)。

郵送による場合は、令和7年6月17日17時必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、九州森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

- ① 閲覧期間：令和7年5月23日から令和7年6月23日までの休日を除く毎日9時から17時まで。
- ② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年6月19日9時00分

入札締切日時 令和7年6月24日11時00分

- (2) 持参による入札の場合は、令和7年6月24日11時00分までに沖縄森林管理署会議室へ持参のうえ、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (3) 開札は、令和7年6月24日11時05分に沖縄森林管理署会議室において行う。

9 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行熊本支店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本支店)
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁九州森林管理局)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第5項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2(A)(B)中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし工事費内訳書のファイルの容量が3MBを超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

工事費内訳書が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。

郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送に当たっては書留郵便を利用し、二重封筒で表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。

郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し、電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送等する旨の表示

(イ) 郵送等する書類の目録

(ウ) 郵送等する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、郵送の場合の提出先は8の(1)の②に同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5の(1)の①のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、分任支出負担行為担当官が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該工事費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記の何れかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官が認める事由による場合
- (2) 請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、落札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

16 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

なお、国有林野事業工事請負契約約款については、本工事の公告日現在、九州森林管理局ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html）に掲載しているものとする。

17 支払条件

(1) 前金払： 有

(2) 中間前金払い及び部分払 中間前金払：無 ・ 部分払い：無

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

(3) 甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第5項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2 (A)(B)中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

18 関連情報を入手するための照会窓口

〒900-0025 沖縄那覇市壺川3丁目2-6 壺川ビル3階

沖縄森林管理署 総務グループ 電話：098-918-0210

19 火災保険付保証の可否： 否

20 その他

(1) 言語等：契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。

- (4) 電子入札システムの操作手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」(平成 17 年 2 月)を参考とすること。
- (5) 電子入札システムの操作及び障害発生時等の問い合わせ先は次のとおりである。
- ・農林水産省電子入札ヘルプデスク
- 受付時間：9 時から 16 時まで
- 電話：048-254-6031
- FAX：048-254-6041
- e-mail: help@maff-ebic.go.jp
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。
- なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 標準仕様書等
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を参照すること。
- (9) 競争参加資格等で求める「○年間」、「○年以内」は、会計年度(4 月 1 日～3 月 31 日)のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去 15 年以内」、「過去 5 年間」等とあるものは、それぞれ「過去 15 年度以内」、「過去 5 年度の間」等と読み替える。
- この場合、「過去 15 年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去 15 年度の期間をいう。
- (10) 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等
- 工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。)の相手方にはできない。
- (11) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (12) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。